

2020年2月28日

保護者様

大阪教育委員会
大阪市こども青少年局
大阪市立我孫子南中学校
校長 井戸本 崇志

新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた学校休業について（お知らせ）

平素から本校（園）の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対して、大阪市立学校園では、幼児・児童・生徒に対して感染症予防の指導を強化しております。

しかしながら、全国的な感染の広まる状況がみられることから、大阪市では、予防的な措置として、大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校について、次のとおり臨時休業とさせていただきます。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、次のとおり、ご家庭でのお子様の健康状態の把握、感染症予防の指導、ならびに家庭生活の留意事項について、よろしくご理解ご協力お願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせします。

記

1 臨時休業とする学校園

大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校

2 臨時休業とする期間

令和2年2月29日（土曜日）から令和2年3月13日（金曜日）まで（14日間）

※臨時休業の期間中も、月曜日から金曜日までは教職員は、出勤しております。

3 日常の健康状態の把握

○お子様の日々の健康状態をご確認いただくようお願いします。健康状態の確認に際しては、添付の「健康観察表」をご活用ください。

○次のいずれかの症状がある方は「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」（電話 [06-6647-0641](tel:06-6647-0641)）にご相談ください。

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・かぜの症状や37.5度前後の発熱が4日*以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

※基礎疾患等のある方は、症状が2日程度続く場合

○「新型コロナ受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診してください。（複数の医療機関を受診することはお控えください。）

○医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

4 発熱等のかぜの症状がみられたら、学校園への連絡をお願いします。

全市の状況を把握し、今後の対策を検討する必要があります。

5 新型コロナウイルス感染症の予防

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。
- 持病がある方等は、できるだけ人混みの多い場所への外出を控えてください。

※ 新型コロナウイルス感染症の症状

- 発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）がある方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。
- 新型コロナウイルスは、現時点では、飛まつ感染と接触感染によりうつるといわれています。
- 小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はありません。しかしながら、重症化すると肺炎となるのでご注意ください。

6 家庭生活における留意事項

子どもの健康確保について努めていただくとともに以下についてご留意いただきますようお願いいたします。

- 計画的な家庭学習や家族の一員として家事の手伝い等に取り組むことができるようお願いします。
- 安全安心を確保する観点から不要不急の外出を避けるとともに、外出が必要な際も人が集まる場所や交通機関の利用をできるだけさけるなど、感染予防に努め、健康に十分注意してください。
- 日々の子どもの心身の状況の変化に気を配るとともに子どもへの声かけや会話を通して、心身の健康と安全安心への配慮をお願いします。
- スマートフォン等のインターネットが利用できる機器には有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）を設定する等について、すでにお問い合わせしているところですが、スマートフォンやゲームなど、過度な使用とならないよう、家庭において子どもとの話し合いを通じてルールづくりに努めていただきますようお願いいたします。
- 家庭において保護者が不在となる場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、確実な施錠を行い、訪問者への対応は控えるよう注意喚起をお願いします。

7 その他

幼稚園・小学校低学年（1～3年）等のお子様は、保護者が、新型コロナウイルスにかかる医療従事者等で、監護する方がいない場合は、ご相談ください。